

著作権に関する内規

1. 投稿された論文等(以下本会発行物)に掲載された記事・論文等の著作権は Beyond SDGs イノベーション学会に帰属する。
2. 本会が作成、発行、発信するホームページや CD-ROM などの電子情報や電子媒体も本会発行物と同様に扱う。
3. 本会発行物に掲載された記事・論文等の全部または一部を他の著作物に転載等の利用をしようとする場合は、本会の了承(注)を得なければならない。またその記事・論文が本会発行物に掲載されたものであることを明記しなければならない。
4. 著者自身が、自分の記事・論文等の全文または一部を、翻訳・翻案などの形で利用する場合、または複製であっても私的な目的に利用する場合は、本会ではこれに対して原則的に異議申し立てをしたり妨げたりすることはしない。ただし、著者自身でも、全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。
5. 本会が、本会発行物に掲載された記事・論文の全部または一部を他の著作物に転載等で利用することを許可するにあたっては、著者の了解を得ることを原則とする。
6. 本会発行物において、図・表などを他の論文などから転載するときは、著者がその責任において著作権所有者より転載の許可を得るものとする。
7. ネットワーク上での原著者の情報公開は、原則として私的利用と認める。

注：著者の了解があり、かつ当該発行物の長（学会誌の場合は学会誌編集委員会、論文の場合は論文審査委員会、講演論文集、本会が主催した会議プロシーディングス等の場合は全国大会運営委員会）が本内規に抵触しないと判断した場合、本会の了承が得られたとみなす。

以上